

令和 7 年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(事故報告について)

**令和 7 年 3 月 2 8 日
姫路市 障害福祉課**



目次

- 1 事故報告について**
- 2 報告義務がある事故の範囲**
- 3 報告の判断基準や注意点**
- 4 事故報告書作成の注意点**
- 5 令和6年度の事故報告のまとめ**

1 事故報告について

障害福祉等サービスを提供する**全ての事業所に事故報告の義務**があります。

報告義務のある事業者

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設
指定相談支援事業者、指定地域生活支援サービス事業者
指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者

報告先

次の市町に報告が必要です。

- ①**利用者の支給決定の実施主体の市町**
- ②**事業所・施設が所在する市町**

ホームページ

姫路市ホームページ「**事故等発生時の報告**」
<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001528.html>

姫路市への事故報告方法

姫路市オンライン手続きポータルサイト「**事故報告書の提出受付**」
<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/016d4ba1-8dc3-48cb-ba65-19a07c8049ce/start>

提出書類

事故報告書（様式はホームページにあります）

2 報告義務がある事故の範囲

- (1) サービス提供中における利用者の**ケガ**又は**死亡事故**の発生
- (2) **食中毒**又は**感染症**等の発生
- (3) 職員（従事者）の**法令違反・不祥事**等の発生
- (4) **その他**、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の判断基準や注意点①

(1) サービス提供中における利用者のケガ又は死亡事故の発生

ケガによる事故の報告の判断基準

①事故の場所	事業所内での事故（送迎・通所中含む）
②事故の程度	外部の医療機関を受診した場合 （事故後に医療機関受診した場合も含む）
③事故の原因	原因を問わず、いずれの場合も報告要 （事業所の過失、利用者の過失、第三者行為等）

事故報告の注意点

報告のタイミング	事故が発生した場合、速やかに事故報告書を提出してください。 ※速やかに報告書を作成することができない場合については、電話で障害福祉課に連絡してください。
----------	---

3 報告の判断基準や注意点②

(1) サービス提供中における利用者のケガ又は死亡事故の発生

死亡事故の報告について	
①事故発生の報告を速やかに	死亡事故は、速報として、まず電話等で障害福祉課（079-221-2454）に可能な限り速やかに報告してください。
②提出物	速やかに下記の記録を提出してください。 ①通常の事故報告書 ②事故に関連する詳細な記録（下記③にあるとおり）
③事故発生当日の状況の記録	誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしていたのか、関係者に聞き取りを行い、可能な限り具体的な記録を作成してください。
④必要に応じて求める提出物	・サービス提供記録 ・個別支援計画 ・体調・服薬管理簿等

3 報告の判断基準や注意点③

(2) 食中毒又は感染症等の発生

感染症とは	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類をさします。
1～3類以外の場合でも下記のように、利用者等に蔓延する恐れのある場合は報告が必要です。	
報告を要する可能性のあるケース	・ 新型インフルエンザ（5類） ・ 新型コロナウイルス（5類） ・ 感染性胃腸炎（ノロウイルス） ・ 疥癬
報告を要するかの判断基準	<u>まず、保健所へ連絡し、保健所への報告が必要と判断された場合</u> には、下記の資料を障害福祉課に提出してください。
提出資料	① 事故報告書（怪我等の報告様式と同じ） ② 保健所に提出した資料
報告のタイミング	保健所に報告後、障害福祉課へ報告すること。 （感染状況の推移、終結の報告は不要です。）

3 報告の判断基準や注意点④

(3) 職員（従事者）の 法令違反・不祥事等の発生	例：利用者からの 預り金の横領 など
(4) その他 、報告が必要と 認められる事故の発生	例： 個人情報漏洩 、 利用者の行方不明 など

上記のような事故が判明した場合、**まずは電話**で障害福祉課（079-221-2454）に報告した上で、事故報告書を提出してください。

虐待に関しては、姫路市障害者虐待防止センターに報告をお願いします。	
ホームページ	姫路市障害者虐待防止センター https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000000997.html
受付時間 電話番号	平日 午前9時00分から午後5時00分まで 電話番号 079-221-2432 平日夜間 午後5時00分から翌午前9時00分まで 土曜・日曜・祝日・年末年始 電話番号 080-8328-6295

4 事故報告書作成の注意点

姫路市ホームページ「事故等発生時の報告」（様式掲載）

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001528.html>

障害福祉サービス事業者等 事故報告書（事業者→市町）
令和 年 月 日

当事業所・施設において、次のような事故が発生したので報告します。

1 事業所の概要	法人名										
	事業所（施設）名	管理番号									
	事業所番号										
	所在地	電話番号 FAX番号									
2 対象者	記載者職氏名										
	サービス種類 （事故が発生したサービス）	☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 行動援護 ☐ 重度障害者等包括支援 ☐ 同行援護 ☐ 療養介護 ☐ 生活介護 ☐ 短期入所 ☐ 施設入所支援 ☐ 共同生活援助 ☐ 自立訓練（機能訓練） ☐ 自立訓練（生活訓練） ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型 ☐ 宿泊型自立訓練 ☐ 就労定着支援 ☐ 自立生活援助 ☐ 地域定着支援 ☐ 計画相談支援 ☐ 地域移行支援 ☐ 地域生活支援 ☐ 移動支援 ☐ 日中一時支援 ☐ 地域活動支援センター ☐ その他（ ）									
	地域生活支援事業										
	氏名・年齢・性別	年齢： 性別：									
3 事故の概要	障害種別・障害支援区分	障害種別：（身体・知的・精神・視覚・聴覚・発達） 障害支援区分：区分（ ）・児童・非該当									
	受給者証番号	サービス提供日 年 月 日									
	住所	電話番号									
	発生時等	【 ☐ 介護中 ☐ 食事中 ☐ 入浴中 ☐ 送迎中 ☐ その他（ ）】									
4 事故発生時の対応	発生場所										
	事故の種別 （複数の場合は、 もっとも症状の重いもの）	☐ 骨折 ☐ やけど ☐ 感染症等 ☐ 新型コロナウイルス ☐ 打撲・挫傷・脱臼 ☐ その他の外傷 ☐ 器具の法令違反、不祥事 ☐ 切傷・擦傷等 ☐ 食中毒 ☐ その他（ ） ☐ 異食・誤えん									
	事故の内容	死亡に至った場合はその死亡年月日： 平成 年 月 日									
	対応の仕方	① （感染症等の場合は、病名、最初に患者が発生した日、利用者・従業員の発生者数、主な症状） （時刻等もできるだけ詳しく記入すること）									
5 事故発生後の対応	治療した医療機関	（医療機関名、住所、電話番号等）									
	治療の概要	② 連絡済みの関係機関 ☐ 家族等 ☐ 保健所 ☐ その他（ ）									
	利用者の状況	（病状、入院の有無、その他の利用者の状況。感染症等による患者の集団発生の場合は患者数の推移）									
	家族への報告、説明内容	（連絡日時等もできるだけ詳しく記入すること）									
6 再発防止に向けての今後の取り組み	経過	☐ 解決又は締結している。 ☐ 継続している。（内容）									
	損害賠償等の状況	③ ④									
	再発防止に向けての今後の取り組み	④ （できるだけ具体的に記載すること）									

（注）記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。
事故について、詳細な記録（介護・看護記録等）や図がある場合は、あわせて添付してください。

①事故の内容 対処の仕方

状況が把握できるよう、具体的に（誰が、いつ、どこで、どうした、どのような状態であった等）記載してください。

②治療の概要

- ・ **必ず治療期間**がどの程度であるか記載してください。
- ・ **治療期間が明らかに1か月を超える場合には**、重大事故として姫路市から消費者庁及び兵庫県に報告します（姫路市に所在がある事業所に限る）。

③損害賠償等の状況

- ・ **必ず損害賠償や治療費の負担（本人負担、事業所負担等）**について、記載してください。
- ・ 治療費の負担については、事業者側の過失の有無についても勘案し、**不当に利用者に負担させることがないよう慎重に判断し**、利用者本人及び家族に了承を得てください。

④再発防止に向けて

再発防止に向けての今後の取り組みは、十分な検証及び検討を行い、作成してください。

5 令和6年度の事故報告のまとめ

	計	骨折	打撲 捻挫	切傷	誤嚥 誤飲	誤薬	やけど	行方不明	自殺未遂	死亡	その他
施設入所支援	40	13	10	9				1			7
生活介護	32	13	8	7			2				2
共同生活援助	26	5	5	1		1		4	3		7
就労継続支援B型	11	1		5				1			4
就労継続支援A型	3	1		2							
療養介護	6	6									
就労移行支援	1			1							
自立訓練（生活訓練）	1			1							
短期入所	1	1									
移動支援	1		1								
日中一時支援	2	1									1
放課後等デイサービス	10	3	1	2			1				3
児童発達支援	2	1		1							
保育所等訪問支援	1										1
計	137	45	25	29	0	1	3	6	3	0	25

令和6年4月1日から令和7年3月5日までの集計

- ・ 姫路市の支給決定者で他市の事業所での事故を含む。
- ・ 他市の支給決定者で姫路市の事業所での事故を含む。